

1 0 8 号学生隊舎壁床補修工事

件名	1 0 8 号学生隊舎壁床補修工事	縮尺	1 / 5
種別	表 紙	図面番号	
陸上自衛隊システム通信・サイバー学校総務部管理課		作成日	R8.9.9

仕 様 書

1	工 事 件 名	1 0 8 号学生隊舎壁床補修工事
2	工 事 場 所	神奈川県横須賀市久比里 2－1－1 陸上自衛隊久里浜駐屯地
3	工 事 工 期	契約締結日から令和8年12月18日まで
4	工 事 概 要	部屋の壁・扉の塗装及び床補修 1 式
5	一 般 事 項	

- (1) 本仕様書は、陸上自衛隊久里浜駐屯地で実施する「108号男性隊舎壁床補修工事」について、必要な事項を規定する。
- (2) 本仕様書及び図面に記載のない事項については、「公共建築工事標準仕様書」及び「公共建築改修工事標準仕様書」（以下、標準仕様書等）による他、関係諸法令、基準による。
- (3) 本仕様書の記載事項に疑義を生じた場合は、すべて監督官と協議する。
- (4) 本工事实施に際し、本仕様書に明記なき事項についても施工上、当然処置すべき事項は請負業者の責任において実施する。
- (5) 現場の納まり及び取り合わせ等により軽微な変更の必要性が生じた場合は監督官と協議し実施するものとする。
- (6) 請負業者は現場代理人を指名し、関係諸法令に従い本工事の工程管理、品質管理及び施工に従事する者の技術上の指導監督を行うと共に、火災、盗難、その他の災害の防止について十分注意を払う。また、工事現場においては、常に整理整頓を行い、特に危険箇所の点検を行う等の事故防止に努める。なお、工事災害等は請負業者が自らその責任を負う。
- (7) 仮設材料以外の材料はすべて新品として、JIS規格等の適用品とする。これらの適用品以外の物については、監督官と協議する。
- (8) 工事写真は工事着工前、完成後、工事隠ぺいとなる箇所、材料搬入、主要な工事段階の工事状況、その他監督官の指示により計測等を実施した箇所の写真を撮影し、A 4 写真帳にまとめ官側に提出する。
- (9) 工事に必要な電気・水道は、原則として請負業者の負担により発電機及び給水タンク等を設置する。やむを得なく官側の施設を使用する場合は有償とし、請負業者の責任においてメーター等を設置する。その場合の支払い方法は別に示す。
- (10) 工事による発生材は発生材調書を作成し官側に提出すること。その際、売払い可能な発生材は監督官の示す場所に集積すること。また、産業廃棄物の処理においては法規適正に処分を行う。また、アスベスト等有害物質の調査が必要な場合は請負業者の責任において実施する。

- (11) 発生材・資材等の搬入・搬出時は、既存施設に損傷を与えぬよう十分注意して作業を行う。また、万一損傷を与えた場合は請負業者の責任において復旧する。

- (12) 竣工検査合格後、施工上の欠陥による不具合等の発生において請負業者はその責を1年間負うものとする。

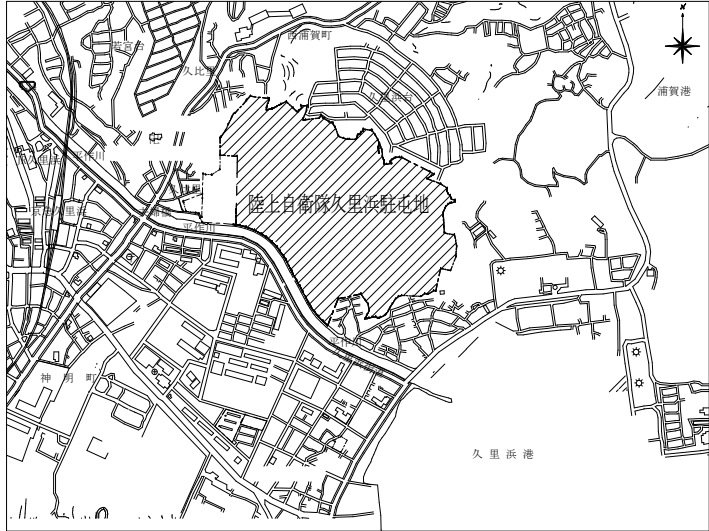
6 特記事項 建築工事

- (1) 使用材料は下記のとおり。また、同等品とする。

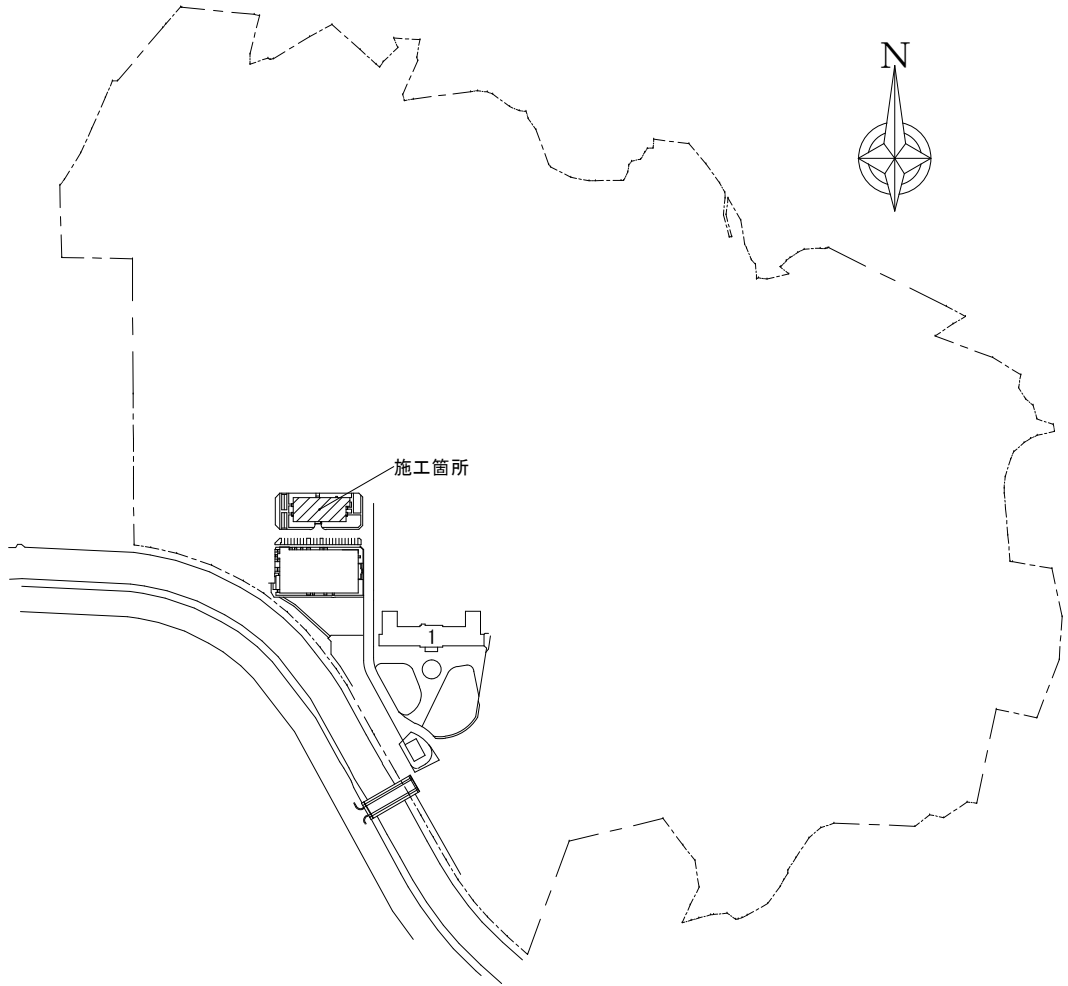
床タイル	タジマ：Pタイル A-6
壁塗料	水性塗料：A27-85B
扉塗料	水性塗料：A22-90D
幅木	H＝100

- (2) 塗装については、壁は素地ごしらえのB種、鋼製扉はDP塗りの1級とする。
- (3) 養生については、作業実施場所、通路及びその他必要な箇所に都度行う。

件名	1 0 8 号学生隊舎壁床補修工事	縮尺	
種別	仕 様 書	図面番号	2 / 5
陸上自衛隊システム通信・サイバー学校総務部管理課		作成日	R8.9.9

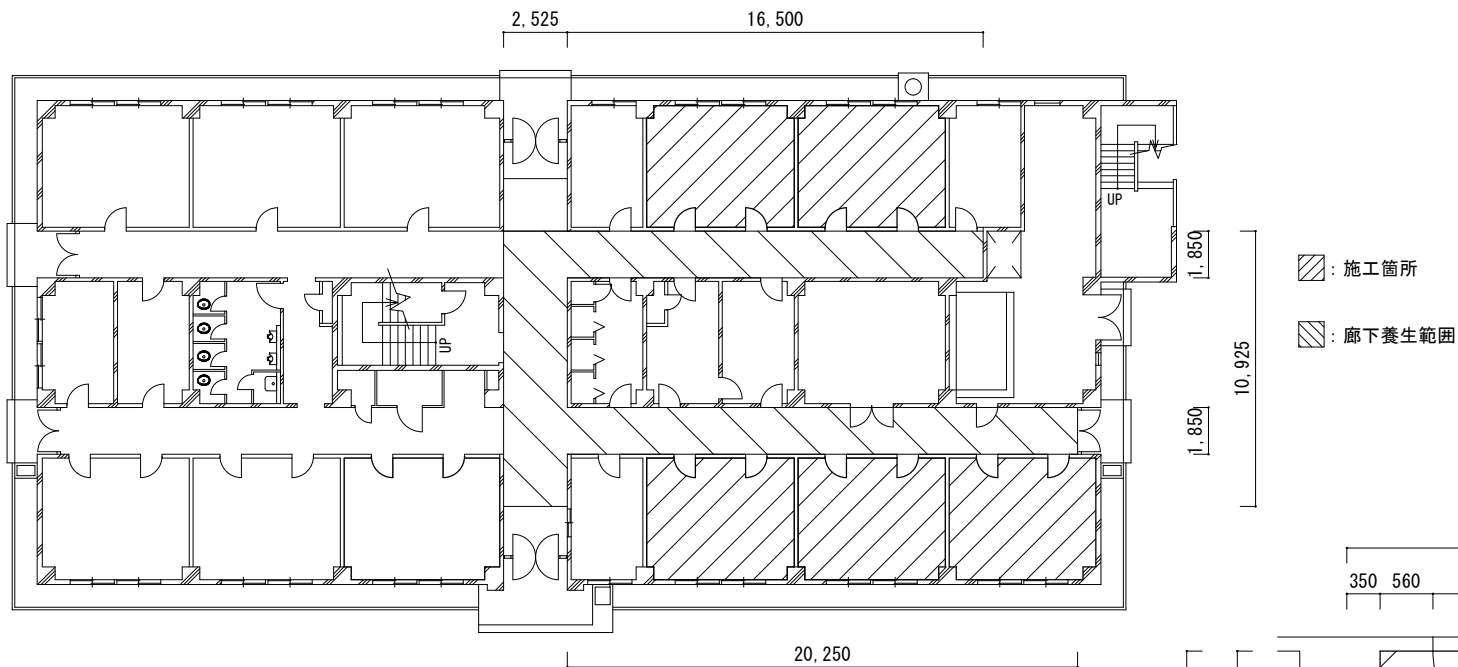


駐屯地案内図 S : 1/250,000

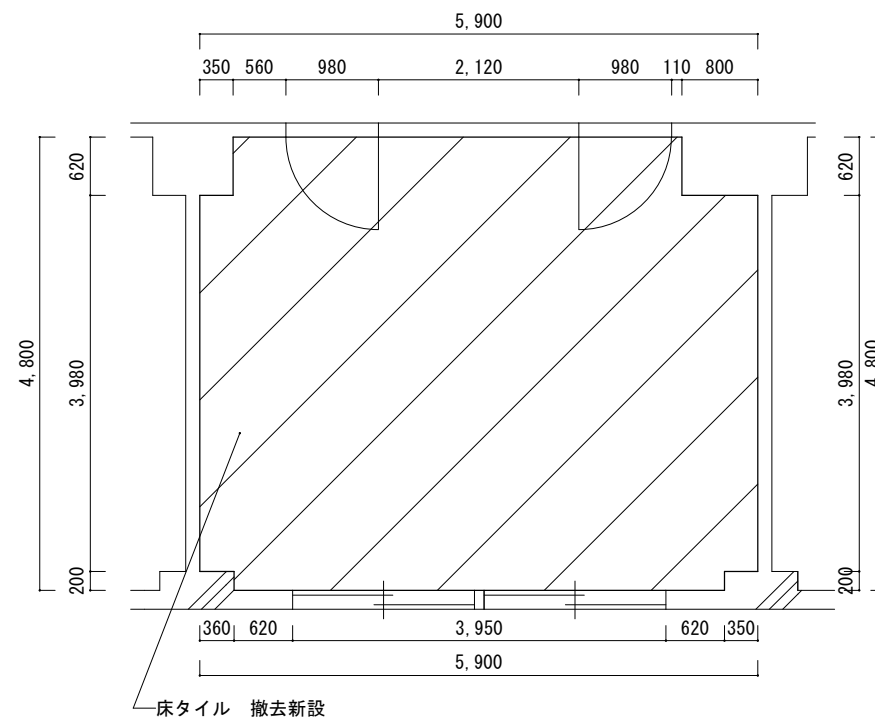


駐屯地平面図 S : 1/6,000

件 名	108号男性隊舎壁床補修工事	縮 尺	図 示
種 別	駐屯地案内図・配置図	図面番号	3 / 5
陸上自衛隊システム通信・サイバー学校総務部管理課		作 成 日	R8.9.9

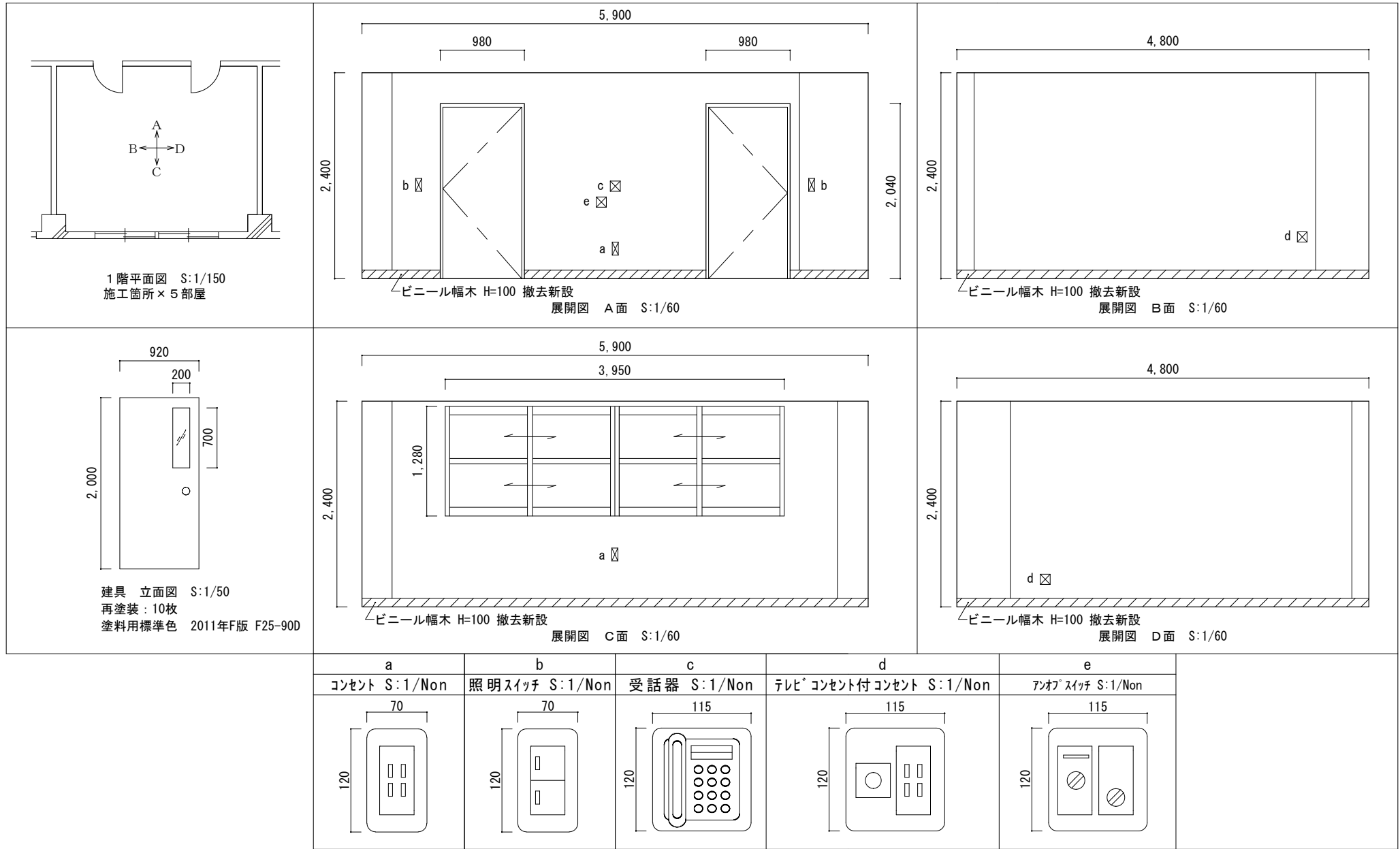


108号館1階平面図 S:1/300



施工箇所 標準平面図 S:1/80

件名	108号男性隊舎壁床補修工事	縮尺	図示
種別	108号館1階 平面図	図面番号	4 / 5
陸上自衛隊システム通信・サイバー学校総務部管理課		作成日	R8.9.9



件 名	1 0 8 号男性隊舎壁床補修工事	縮 尺	図 示
種 別	平面図・展開図・立面図	図面番号	5 / 5
陸上自衛隊システム通信・サイバー学校総務部管理課		作 成 日	R8.9.9